

佐賀県告示第三百七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、古木場ダム鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（平成十二年佐賀県告示第五百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古川 康

二中「有田町中部」を「有田町戸矢」に、「杵島郡山内町」を「武雄市」に、「町道境野三号線」を「町道境野七号線」に改める。

三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

三の次に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、県西部の長崎県境に位置し、古木場ダムを中心とした区域で、区域内の古木場ダム周辺及び近隣のため池にはオシドリ、カルガモ等の飛来が多く、野鳥を観察できる貴重な場所となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域

の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。